平成20年度 第1回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成20年7月25日(金) 午後1時30分から午後4時まで

出席委員 小田中直樹委員,佐々木信義委員,佐藤ゆり子委員,髙木龍一郎委員,布施

孝尚委員,細川美千子委員,本田紀子委員,槇石多希子委員,渡邉美代子委員

欠席委員 安藤ひろみ委員,伊藤吉里委員,菅原真枝委員,舟山健一委員

1 開 会

事務局:本日はお忙しいところ,お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから,宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして,宮城県環境生活部の今野部長より皆様にごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ 宮城県環境生活部長

今野部長:皆様には、お忙しい中、男女共同参画審議会に御出席いただきましてありがとうございます。本日は、今年度1回目の審議会になるわけですが、審議会委員の皆様には、7月始めに年次報告の取りまとめのため、関係部局との懇談会に出席いただき、大変有意義な御意見をいただきましてありがとうございました。

本県の男女共同参画推進条例は施行後7年,また,男女共同参画基本計画は策定後6年目となり,男女共同参画社会づくりへの取組みは着実に進んでいると感じております。しかしながら,いくつかの分野においては様々な課題を抱え,進捗が遅れているところもあるということもまた事実であります。

県といたしましては、男女共同参画社会の実現のためには、宮城県庁をあげて男女共同参画の視点に立った取組みを推進していくことが不可欠であると認識しており、市町村や関係団体とも連携を強めながら、また、審議会委員の皆様の御意見をお聞きしながら、より一層の取組みを進めていきたいと考えております。

本日は、平成20年度の「宮城県における男女共同参画施策の現状及び施策に関する年次報告」について御審議いただき、忌憚のない御意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局:会議に先立ちまして,本日所用のため欠席されておりますが,平成20年7月1日から新たに,社団法人宮城県経営者協会事務局長の伊藤吉里様に審議会委員に就任いただいておりますので,御紹介させていただきます。

本日の審議会は、委員13名中9名の方が御出席ですので、宮城県男女共同参画推進条例 第20条第2項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

議題に入ります前に、資料2の「宮城県男女共同参画審議会・男女共同参画施策推進本部 スケジュール」について御説明させていただきます。 (資料2「宮城県男女共同参画審議会・男女共同参画施策推進本部スケジュール」に基づいて説明)

進行につきましては、宮城県男女共同参画推進条例第20条第1項の規定によりまして、 小田中会長に議長をお願いいたします。

3 議 題

小田中会長:本日はお忙しい中を出席いただきましてたいへんありがとうございます。本日の審議会は、お手元に配付の次第のとおり、「部局別懇談会の概要」「年次報告案」「審議会としての意見」の3点について審議いただきますが、本日初めて審議会に出席いただいた委員もおりますので、この3つの議題の関係等について簡単に説明いたします。宮城県では、県庁内部に知事を本部長とする男女共同参画施策推進本部を設置しており、この本部で決定した年次報告書を9月の議会に提出することとなります。そのような中で、進行状況のチェックを担当する審議会として、どのように関わっていくかということについて試行錯誤してきた結果、7月初めに審議会委員の皆様に出席いただいた部局別懇談会を開催し、そこでの審議会委員からの意見をもとに、本日の審議会で「審議会の意見」として取りまとめ、県で作成する年次報告書に盛り込むこととしています。ということで、議題の「(2)年次報告」については基本的には県で作成するものであり、「(3)審議会の意見」については本日議論していただくことになりますので、その点を認識していただきたいと思います。

(1) 男女共同参画を推進するための部局別懇談会の概要について

小田中会長: それでは、議題の「(1) 男女共同参画を推進するための部局別懇談会の概要」 について、事務局から説明願います。

事務局: 資料3「男女共同参画を推進するための宮城県男女共同参画審議会委員と各部局 との懇談会における意見の概要」に基づいて説明。

小田中会長:「部局別懇談会」については、例年どおり3つに分けて実施しました。本来であれば、審議会委員全員に全ての懇談会に出席していただければ一番良いとは思いますが、時間的にも困難なことから、どれか一つの部局別懇談会に出席いただきました。ということで、参加していない部局別懇談会もありますので、情報を共有するということも含めて、審議会委員の皆さんから部局別懇談会に出席しての感想や意見をいただきたいと思います。

細川委員:1点目は,各事業課から提出のあった調書については,以前よりもかなり空欄がなくなっていますが,詳しく書いている課とまだまだ足りない課との差がありました。 懇談会当日に質問のあった事項について,後日補足資料を送付してもらったものがありま したが、最初からこのような資料を添付してもらえればわかりやすくてよかったのではないかと思いました。2点目は、保健福祉部の子ども家庭課のようにたくさんの質問があり、もっと話を聞きたいようなところを一つにして、それ以外は他に振り分けて議論するというようなやり方もあるのではないかと思いました。3点目は、懇談会の座席について、各課とのやりとりをするのに距離があると話がしにくいので、もう少し近づいて話し合うような懇談方式もいいのではないかと思いました。

本田委員:経済商工観光部・農林水産部との部局別懇談会に出席しました。出席委員も3名で、関係する部も2部で、調書も量的に少ない感じがしました。自分自身の仕事の関係上、経済商工関係の事業については非常に関心が高いわけですが、農林水産関係については踏み込んだ意見をあまり出せずに申し訳なかったと思っています。

渡邉委員: 仕事が教育関係なので、教育庁関係の事業を中心に聴かせていただきましたが、 女性の管理職への登用については昨年度よりずっと増えてきており、その点ではずいぶん 努力していると感じています。ただ、登用率を40%にするとなるとなかなか難しいので はないかと思っています。それぞれの部局が様々な努力をしているということはよく感じ られました。

佐々木委員:部局別懇談会当日の最後にも意見として述べましたが,懇談会に出席した県の男女共同参画の担当者については,役職の関係もあるとは思いますが,ほとんどが男性でした。男女共同参画に関わる各部局においては,女性に役割を分担してもらい,女性の目で見て現状がどうなのかというとらえ方を今後推進していただきたいと思いました。

佐藤委員:一つの事業について、様々な部局が関わりを持って進めているということを改めて認識しました。いろいろな事業に参加させてもらっていますが、県民向けの事業を行う場合には、なぜこの事業を行うのかという目的を資料などに明記することによって、参加者の理解がもう少し深まるのではないかと思いました。

年次報告書の案を見ますと、市町村関係では、担当部局の設置などは人件費もかかることから難しいとは思いますが、条例の制定などについてはもっと取り組んでほしいと思いました。先日、財団法人せんだい男女共同参画財団の遠藤恵子先生に県内市町村の条例制定率の低さについてお話をうかがったところ、「条例などを作っていない市町村は『なぜそれが必要なのか』という程度の市町村長の意識の低さなのではないか」ということでした。懇談会での意見の中にもありましたが、市町村長の意識を上げていかないと、多くの費用をかけて事業を行っても効果は期待できないものと思います。

髙木委員: 部局別懇談会に出席できませんでしたので、「懇談会での意見の概要」等を見させていただきましたが、この中で「女性の先生方は何事にも一所懸命ではあるが、最後の

責任まで背負ってやるという意識は薄い」という意見がありました。これは、管理職に女性を登用しない理由として企業でもよく聞く意見です。責任を負っていないのか、責任を負うようなポジションにいないのか、つまり、能力の有る無しではなく、能力を発揮できるような環境が整備されていたのかなど、その背景にまで踏み込んで分析しないと主観的な意見に終わってしまうという危険があると思います。

布施委員:私が市長として、市の組織を預かっている立場の中で考えていることは、職員一人ひとりが今何をすべきかということを意識させること、そして、自ら考えて行動する人を育てたいということが一番です。そういった意味では、県に職員を大分派遣していますが、男女の性別に関係なく派遣しようという意識で行っています。男女共同参画と言って、数字的に男女比率がイーブンになれば、それが男女共同参画なのかということもあります。いかにして個々の能力と適性と意欲を汲み上げていける社会づくりができるのかということが、男女共同参画の前提にあって、その中で、特に今までは女性に同じような視点で向いていたかというと、なかなか向いていなかったので、そこはしっかりと改めて行きましょうというのが一番の主旨だと思っています。男女に関係なく、自分が部長や課長になった時にどういうことをするかということを考えながら、今のポジションで何をすべきかということの意識付けや、いろいろな事業を広い視野で見られる環境ができれば個々の能力が更に生かせると思います。

シニア世代の男性の社会進出がおぼつかないような状況があります。会議資料のコメントにもありますが、シニア世代のいろいろな取組の中で、男性が比較的参加率が高くなってきているということをしっかりと活かしていただきたいと思います。登米市の例では、市内でレクダンスがブームになっていて、女性は数百人単位で集まります。去年の秋にレクダンスの大会を開催した時に、宮城いきいき学園の卒業生の男性10人くらいに参加していただきましたが、その際に女性の皆さんには、男性が萎縮することのないよう、男性の気持ちを汲んで暖かく迎えてあげていただきたいということをお願いし、お互いの理解が深めていただくようにしました。

小田中会長: 部局別懇談会は今年で5回目の開催になりますが、年毎に現業部局の意識も変わってきており、このような意見交換によるメリットについても理解が得られるようになってきたと思います。保健福祉部関係の懇談会に出席しましたが、DVや性と生殖に関する健康と権利などについて、かなり深刻な問題があるということがわかりました。

槇石副会長: 部局別懇談会については、調書の内容も詳しくなってきており、回を重ねる毎に充実してきたと思いますが、細川委員からお話のあったように、場合によってはもう少し小さなメンバーで意見交換をするようなことがあってもよいのかなと思いました。調書の自己評価区分については3段階になっていますが、もう少しきめ細かな評価にした方

がよいのではないか、また、ほとんどが無難な評価になってしまっているので、このまま 何年も続けていっていいのかどうかとも思いました。

小田中会長:各委員から感想等をいただきましたが、更に付け加えるようなことなどがありましたら、お話いただきたいと思います。また、部局別懇談会については5回目の開催になりますが、試行錯誤を繰り返し、毎年少しずつ改善を図っています。懇談会の場で細かい質問をするとその場ですぐには回答できないようなものもありましたことから、限られた時間の中で効率的に意見交換を行うため、今年度については、委員から事前に質問を出してもらい、当日回答するという方法を取りました。来年度の懇談会の持ち方等について、提案などがありましたらお話いただきたいと思います。

渡邉委員:男女共同参画審議会として、条件を整えるための審議ということも非常に大事であると思います。懇談会に初めて出席してみて、各部局ともその立場において努力していることは調書や説明から理解はできました。しかし、決定機関への女性の割合が少ないということが大きな課題となっており、その原因について様々な面から検討すべきではないかと思います。研修などへの女性の積極的な参加や、これまで男性が多かった場への女性の進出などをみると、現在は男性よりも女性の方が元気があると思います。それなのに、なぜ決定機関への女性の割合が少ないのかということをもう少し話しあってもよいのではないかと思います。また、女性が被害者という発想で果たしてよいのかどうかということも考えていますし、それから、女性登用の目標数値を達成するために、能力のある男性が脇に追いやられるようなことがあっては問題であると思います。条件を整えるということは非常に必要であって、その上で、本当に能力があるかということを見極めて登用する必要があると思います。

小田中委員:渡邉委員から、来年度の部局別懇談会で「女性の登用」というテーマを別途 設けて検討してはどうかという意見がありましたが、他に御意見などありませんでしょう か。

他になければ、来年度の部局別懇談会については、先程各委員からいただいた感想・意見 については活かせるものについては活かしていくことし、渡邉委員から提案のありました 「女性の登用」をテーマにして各部局と意見交換を行うということも含めて、各委員から 意見をいただきながら今後検討していくこととしたいと思います。

(2) 宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告(案) について 小田中会長: それでは、議題の「(2) 宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関す る年次報告(案)」について、事務局から説明願います。 **事務局:**資料4「宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告(案)」に 基づいて説明。

小田中会長: ただいま事務局から説明がありましたが、この年次報告書案について意見などありましたならお願いいたします。

細川委員: 昨年度の審議会で,第2部のグラフに目標年度・目標値を設けた方がよいと提案しましたが,今年度の報告書案に設定していただき見やすくなったと思います。平成22年度の目標年度が近づいてきましたが,目標達成が困難な事業と,それに対する今後の取組などについて伺いたいと思います。

事務局:目標達成が困難な事業というよりも,目標が達成できる見込みの事業を申し上げ た方が早いというような状況にあります。既に目標を達成したもの以外では、「男女共同参 画基本計画を策定した市町村の割合」は、目標50%に対して現在44.4%で、策定に 向けて検討している市町村もあるということで目標達成が可能と思われます。「みやぎ女性 人材開発セミナー受講者数」は、目標300人に対して現在283人で、今年度は20人 近くの申し込みがありますので、今年度で目標を達成する見込みとなっています。それ以 外は目標達成が難しい状況です。「県の審議会委員における女性の割合」については、平成 18年3月に平成22年度までの審議会毎の女性委員の登用計画を策定しており、それを もとに改選期には当課に協議してもらい、計画どおりに女性の登用ができない場合はその 理由を聴き取り、どうしてもやむを得ない場合には、次期改選期に計画を達成するように という条件を付けて承認しているというようなこともやっていますが、なかなか難しい状 況になっています。「市町村の審議会等委員における女性の割合」についても,目標30% に対して現在22.2%となっており、市町村の担当職員を対象とした会議などで話をし たり、昨年度から市町村に直接出向いて担当課長等と意見交換などを行っており、条例制 定や計画策定、審議会への女性委員の登用、男女共同参画関係のイベント等の開催などに ついて申し入れを行っています。「育児休業取得率」については、県の調査自体があまり正 確な数値を把握しているとは言えない状況にありますが、いずれにしても低い率に留まっ ています。年に1回,ポジティブ・アクション推進事業として,企業の人事関係の人達を 対象としたフォーラムを開催しており、ワークライフバランスと合わせて働きかけを行っ ています。「農林水産部関係」については,当課としては調書を作成する際などに聴き取り を行っており、農林水産部自体でも女性の参画についてのイベントや研修会を活発に実施 しています。「男女共同参画等の名称を冠した窓口を設置した市町村の割合」については、 目標50%に対して現在25.0%となっており、ここ2年は逆に低下してきている状況 にあります。県だけでなく市町村も財政難のため、課や室を統合しなければいけないよう な状況にあり、これについては県から働きかけを行うことは難しいように思われます。し

かしながら、市町村によっては企画財政課のようなところで男女共同参画を担当し、目に 見えるような動きがないところもありますので、昨年度から市町村に直接出向いて、所掌 事務として男女共同参画があること、せめて年に1回くらいはイベント等を実施すること などについて働きかけを行っているところです。

高木委員:細かいことですが、10ページの「小学校・中学校・高校の管理職に占める女性の割合」だけを見ると数値が低いと思われますが、この数値が低いかどうかということは、女性教員の割合そのものがわからないとあまり意味がないと思われます。表が煩雑になるかもしれませんが、33ページ以降に女性教員の割合があるので、それもこの表に入れ込むような工夫の余地があるのではないかと思います。それから、これは統計資料の評価の問題になると思いますが、27ページの「人工妊娠中絶実施の状況」について、全国と宮城県との比較が載っていますが、これをどのように読むかという評価について、どこかでコメントしているのですか。

事務局:実際に紙面上でコメントしていることがあるかということについては把握しきれておりませんが、当課として年次報告書のこの数値について説明を行う際には、全国平均を上回っており、特に20歳未満の割合が高いということを説明しています。特に注目度が高い項目ではありませんが、実態について忘れられることのないように注意喚起をしているような状況です。

高木委員:県として、この数値をどのようにとらえているのかと聞かれた時に、特定の考えを持っていないと答えるのか、国の考え方に従っていると答えるのか、気になりました。 この数値を見て、どうなのか、どうするのか、どう評価するのかということについて、どのように対応するのでしょうか。

事務局:この数値が政策的にどういう意味を持つかというところについては、性教育の問題と絡めて主張すべき数値だと考えています。中絶実施率が高いということは望まない妊娠が多いということで、避妊に関する知識や教育が十分かどうか、また、デートDVとの関係で、男性側の言い分として性行為が愛の証で、愛しているのであれば性行為をしろと強要されて、それが当然と受けとめて応じて、その結果中絶につながったとすれば、性教育・男女平等教育の不十分なところにつながっている数値ととらえています。

高木委員:全国平均を上回っているということは、今のような答えもあると思いますが、 むしろ、自己決定権ということについて意識が高いという見方もできます。安易に片方の 考えに結び付けるのは、答え方として危険な場合もあると思います。全国的に数値が高い というのは、事務局の言うとおり精神的に未成熟という見方と、自分の体の管理について きちんとコントロールしており、意識が高いとも読めるのではないかといった意見も出て くるので、答え方が難しいところではないかと思います。

事務局: 今お話いただいたような御指摘を過去に受けたこともありますので、両方の考え 方に気をつけて今後対応していきたいと思います。

佐藤委員:埼玉県の教育委員会に勤務する友人との話の中で、「意外に田舎の方の堕胎率が高い」という話題になった時に、その友人からは「まだ中絶できるうちはよいが、埼玉県ではたくさんの中学生が子どもを産んでいる」という話がありました。今のお話にあったように、中絶する場合と、埼玉県のように中学生で育てるつもりで産んでも、実際には里子に出したり、中絶しようにも相手の男性がわからないということが大分多いということもあります。

事務局:ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

槇石副会長:「学校における男女共同参画の推進」ついて、3ページに、「県立高校将来構想の趣旨について関係者の理解を得ながら、円滑な共学化を進めていきます」とありますが、『男女共同参画の視点に立つ』というような言葉を入れていただければ、共学化することで一歩も二歩も前進するわけですが、共学化になった後も、男女共同参画を進めていくという意味も込めたいと思いますので検討いただきたいと思います。

事務局:この部分につきましては、教育庁が所管しておりますので、どのように調整できるかわかりませんが、御意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。

佐々木委員:用語の使い方についての確認ですが、39ページに「年齢階級別所定内給与額」とありますが、一般的には「階級別」ではなく「階層別」ではないのでしょうか。

事務局:この厚生労働省の調査での使い方や他の統計での使い方などを確認した上で検討させていただきたいと思います。

槇石副会長:生活レベルでは、確かに佐々木委員の言われるとおりだと思いますが、統計的には「年齢階級別」は一般的に使われている用語です。

小田中会長:繰り返しになりますが、年次報告は県で作成する文書で、審議会委員から意 見のあったものについては、事務局で検討の上、修正すべきものについては反映させると いうことになりますので、この場で意見をいただきたいと思います。 38ページの「男女別所定内給与額」の男女間格差についてですが、全国は縮まっていますが、宮城県は広がっています。この原因について、報告書に盛り込むことは難しいかもしれませんが、どのように評価しているのでしょうか。

事務局:これにつきましては、昨年度も御意見をいただいておりまして、内部でも話し合いを行いましたが、平成19年に下がったということもありますが、平成16年から下がってきている傾向があり、大型ショッピングセンターやコールセンターなどの企業誘致の時期と重なっていますので、パートなどの雇用が増加したことなども要因にあるのではないかといった話をしておりましたが、それほど詳しい分析を行ってはおりません。この点につきましては、昨年度も本田委員からさまざまな背景があるという御説明をいただいておりましたが、何か御指導いただけることがあれば非常に助かります。

本田委員:原因の分析までは行っておりませんが、この数値につきましては、一般労働者 を対象としていますので、パートは含まれていないと思われます。

小田中会長:確かに様々な要因があって、雇用が広がってこれまで働いていなかった主婦の方が働くようになって、働き始めは給与が低いために格差が広がったということであれば、それは働く機会の増加ということでプラスの要素にもなるかもしれませんが、そうではなく、傾向的に低下しているとすれば問題になると思います。できればもう少し調べていただき、次回の会議にでも報告いただければありがたいと思います。

他に年次報告案につきまして意見等がなければ、これまでに審議会委員から出された意見 等について事務局で検討の上、修正すべき点があれば修正し、県としての年次報告書を作 成していただきたいと思います。

(3) 年次報告に記載する宮城県男女共同参画審議会としての意見について

小田中会長:続いて,議題の「(3) 年次報告に掲載する宮城県男女共同参画審議会としての意見について」に移ります。初めに事務局から説明願います。

事務局: 資料 5 「年次報告に掲載する宮城県男女共同参画審議会委員の意見についての検 討資料」に基づいて説明。

小田中会長:審議会としての基本的な仕事としましては、大きく二つありまして、一つは、 平成15年度に槇石委員を中心として策定していただきました、平成15年度から平成2 2年度までの宮城県男女共同参画基本計画を見直すということと、もう一つが、毎年度県 が基本計画に基づき実施する施策の推進状況をモニタリングするということです。この二 つ目のモニタリングにつきましては、過去に様々な検討を行い、年次報告に審議会として の意見という形で独立したページを設けるということでここ数年間行ってきました。今年 度につきましても同様に行うということについて,意見等があればお願いいたします。

(全委員から同意あり)

小田中会長: それでは、本年度も「審議会の意見」という形で年次報告に記載するということにしたいと思います。続きまして、その意見のまとめ方についてですが、先程事務局から説明がありましたが、一昨年は抽象的な内容で、昨年は具体的な内容となりました。今年度のまとめ方についてどのようにしたらよいか、先日文書で審議会委員の皆さんに意見を伺いましたところ、具体的な内容の方がよいとの意見が多く出されましたので、そのような方向でまとめたいと思います。審議会委員の皆さんに出席いただいた部局別懇談会での意見と懇談会終了後に文書で提出いただいた意見をまとめまして、その中で割と多くの委員から指摘のあったポイントをピックアップし、資料5の意見案のとおり5項目の原案を作成いたしました。この原案について、この場で検討いただき、この内容でよいか、あるいは、加筆・修正・削除も含めまして意見をいただきたいと思います。仮にこの場でまとまらない場合は、原案を持ち帰って修正し、審議会委員の皆さんと電子メールやファックスなどでやりとりをしてまとめるということになりますが、最終的にはいつ頃までにまとめればよろしいでしょうか。

事務局:今後のスケジュールを考えますと、8月8日頃までにはまとめていただきますようお願いいたします。

小田中会長: それでは、審議会委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

細川委員:最初の方にある項目が、審議会として重点的にとらえていると思われますので、項目の並べ方について検討する必要があると思います。3番のポジティブ・アクションの促進と5番の社会的サポート体制の強化充実という仕事関係で関連する項目については続けた方がよいと思いますし、それから、審議会として一番の重点とするものを最初に持ってきた方がよいと思います。

佐々木委員:1番目の男性の参画促進について、「男性が生き方を見直し」とありますが、「社会が男性の生き方を見直し」という表現にしないと、男性だけの問題のようになってしまうので表現の工夫が必要ではないかと思います。5番の社会的サポート体制の強化充実については、現在社会的問題となっていることにひとり親問題があり、ひとり親家庭の貧困化、子どもの教育が低レベルで終わってしまうなどの問題があります。資料5の5ページの⑥の意見の中で母子家庭という表現を使いましたが、児童扶養手当の問題等も含め

て父子家庭に対する対策が遅れています。健全な子どもの育成という観点からいうと,男性は働いて高い収入を得ているので救済すべきは母子家庭だという考え方に立っていますが,母子家庭という表現そのものが男女逆差別のような形になりかねませんので,ひとり親対策ということをこの項目に何らかの形で入れられないものかと思います。日本の大学授業料は,公立大学であっても諸外国と比較して非常に高くなっています。最近は,大学によっては世帯収入によって授業料を免除するというようなニュースもありますが,どうしてもひとり親家庭では高等教育を受ける機会に恵まれていません。何らかのひとり親対策が,健全な子どもの育成,社会の発展のために必要と思われます。

高木委員:今の佐々木委員の意見については、社会全体にとって大事な視点だと思いますが、この男女共同参画審議会の全体の意見として書き込むということについては各論すぎるのではないかと思います。

次に、項目の並べ方についてですが、総論的な内容から次第に各論的な内容にするとすれば、1番の男性の参加促進については、意識の改革ということで1番目でよいと思いますが、表題を「男女共同参画社会実現のための男性の意識改革」というように変えた方がよいと思います。2番目に3番のポジティブ・アクションの促進、3番目に5番の社会的サポート体制の強化充実を続けて、これらを社会全体で支えることが必要ということで4番目に2番の市町村との連携、5番目に性教育やDVといった各論的な内容の4番の教育の推進という並び方にするとまとまるのではないかと思います。

それから、3番のポジティブ・アクションの促進のところで、「男女間の賃金格差の拡大に留意が必要である」という抽象的な表現になっていますが、資料5の5ページの④にも意見がありますが、この真意は、全国と比較してなぜ宮城県が格差が広がっているのか、様々な要因を踏まえた細かな分析が必要だということだと思いますので、もっと具体的に書き込んだ方がよいのではないかと思います。数値上は一般労働者について男女間格差が拡大しているのは確かですが、本当に拡大しているのかどうかについては、職域や業種毎などに精査してみないとわからないと思います。ただし、「様々な要因を踏まえた詳細な分析が必要である」というような書き方で注意を喚起することは必要だと思います。

小田中会長: これまでの意見を一度まとめてみますと、意見の項目の並び替えについては、 1番目に1番の意識改革、2番目に3番のポジティブ・アクションの促進、3番目に5番 の社会的サポート体制の強化充実、4番目に2番の市町村との連携、5番目に4番の教育 の推進ということでした。文言の修正については、1番の意識改革では、表題を「男女共 同参画社会実現のための男性の意識改革」に変えて、内容では「社会が男性の生き方を見 直し」とし、3番のポジティブ・アクションの促進では「様々な要因を踏まえた詳細な分 析が必要である」というように修正するということでした。それから、「ひとり親家庭への 支援」については入れたほうがよいという意見と、各論的なので入れなくてもよいという 意見がありました。 他に意見はありませんでしょうか。

佐藤委員: 4番の性教育やドメスティック・バイオレンス(DV)に関する教育の推進についてですが、自殺などの社会全体的なことをもう少し考えると、命の尊厳についての教育というような表現と内容にすると各世代にも受けとめられるようになるのではないかと思います。

槇石副会長:ひとり親の問題もそうですし、今の意見につきましても非常に重要なことだ と思いますが、男女共同参画審議会の意見としてある程度包括的ではありますが、絞り込 んだ意見をまとめていかないと、総花的な意見で終わってしまうのではないかと思います。

渡邉委員:私も槇石委員の意見に賛成です。ひとり親家庭の問題も命の尊厳ということについても、男女共同参画という観点からすると、焦点が定まらなくなってしまうように思います。

小田中会長:審議会委員の皆さんからの意見が分かれるような場合には、基本的には県の 基本計画や条例の文言によるということにしてはどうかと思います。例えば、性教育関係 につきましては、基本計画では「健康教育の推進」という項目の中で、性教育や人間の尊 厳に関する教育などを行うということになっていますので、このような表題でよろしいの ではないかと思います。ひとり親家庭の問題につきましては、どのように取扱いましょう か。

佐々木委員:各委員からお話があったように、男女共同参画審議会の意見ということになりますので、ひとり親家庭問題を言葉として入れる必要はないと思います。5番の社会的サポート体制の強化充実にも含まれるものと理解しますし、この審議会の中でこのような意見も出されたということに留めておいていただきたいと思います。

小田中会長:審議会の内容につきましては、議事録という形で公表されることとなります。 他に意見がなければ、取りまとめに入りたいと思いますが、意見の項目の並び替えについては、1番目に1番の意識改革、2番目に3番のポジティブ・アクションの促進、3番目に5番の社会的サポート体制の強化充実、4番目に2番の市町村との連携、5番目に4番の教育の推進ということでした。文言の修正については、1番の意識改革では、表題を「男女共同参画に関わる社会の意識改革」に変えて、内容では「社会全体が男性の生き方を見直し」と修正し、3番のポジティブ・アクションの促進では「様々な要因を踏まえた詳細な分析が必要である」というように修正し、4番の性教育やドメスティック・バイオレン ス(DV)に関する教育の推進については、様々な意見がありましたので、表題を「健康教育 の推進」とするということでした。

他に意見がありましたら、この場で修正したいと思いますのでお願いします。

槇石副会長:1番の意識改革について、文章の中で男性自身の意識の改革や男性に対する 啓発についても盛り込んでいただきたいと思います。

高木委員: 槇石副会長の意見に賛成です。意見のまとめ方については、大枠をこの場で決めて、細かい文言の修正については、期限を区切ってファックスや電子メールなどで審議会委員から意見を聴いて、最終的には会長の責任でもってまとめていただければと思います。

小田中会長: 例年同じようなやり方になっていますが、今日の審議会での意見を取りまとめまして、再度審議会委員の皆さんにお送りして、ファックスや電子メールで意見を伺って、最終的に審議会としての意見をまとめることとなります。

細川委員: 槇石副会長と髙木委員の意見に賛成です。審議会の意見として最終的にまとまったものは送っていただけるのでしょうか。

小田中会長:お送りします。

佐々木委員:このような審議会の委員は、大学の先生や弁護士などの専門職の方が比較的多く、そういった方々の生きがいは何かというと、専門職として自分が満足できる仕事をするという価値観ではないかと思います。しかし、民間の男性社会の価値観は、最近は確かに多様な生き方になってきてはいますが、いまだに民間企業では立身出世主義であって、職場内の競争の中でそれなりに頑張って30歳で係長、40歳で課長、50歳で部長というようにステータスが上がらないと、職場の中での自分の存在価値が自分自身で認識できずに非常につらい状況になります。そのような中で、男性の家事時間が短いというようなことがよく言われますが、これは男性の生き方の問題ではなく、社会が男性を見る目を変えていかないと非常に難しいと思います。社会全体の問題としてとらえていく必要があると思います。

本田委員:1番の意識改革についてですが、「社会全体が男性の生き方を見直し」ということですが、「企業」という言葉も具体的に入れてはどうかと思います。ワークライフバランスに向けた動きが出ていますし、企業に積極的に取り組んでいただく必要があると思います。

槇石副会長: 佐々木委員の意見のとおりだと思います。社会全体が男性の生き方を見直すということも大切ですし、男性自身が見直すことや男性に対する啓発も大切だと思います。 外側から受けることと、自分から変わっていくこと、気付いていくことが大切だと思います。 す。

小田中会長: この項目については,男性,企業,社会全体ということを盛り込んでまとめる必要があると思います。具体的な文章表現については検討したいと思います。

それから、気になっていたことなのですが、審議会としての意見を出した後にどうするか、 意見を出したままでよいのかということがあります。この審議会の意見に対して県として どのように対応したのかを確認する必要があるのかなと思いますが、次の審議会の開催予 定はいつ頃になるでしょうか。

事務局:テーマ別の懇談会の開催などの積極的な御意見もいただきまして、定期的に審議会を開催し御意見をいただければ、非常に参考にさせていただけると思いますが、予算の関係で今年度の開催は難しいと思います。

小田中会長: ということで、審議会の意見に対する県としての対応状況について確認する とすれば、来年度の部局別懇談会、審議会で行うこととなりますが、この件について意見 があれば伺いたいと思います。

槇石副会長:この審議会の意見は、男女共同参画施策推進本部会議や県議会に提出される わけですから、その内容や結果などについて県のホームページで公開している情報を提供 していただければと思います。

事務局:本部会議の議事録については、県のホームページで公開はしておりませんが、事務局として記録は取っています。

小田中会長:審議会として意見を出しっぱなしということではなく、それに対する対応状況について知りたいと思いますので、何らかの形で情報を提供していただき、それをもとにまた次の進行管理に結び付けていきたいと思います。来年度の進行管理をどのように進めていくかということについては、審議会委員の皆さんから意見を伺って、なるべく早く決めたいと思います。

今年度の審議会の意見につきましては、審議会委員の皆さんからの意見をもとに私と事務局とで検討の上、来週前半に皆さんにお送りしまして御意見をいただいた上でまとめるようにしたいと思います。

他に意見があれば伺いたいと思います。

佐藤委員:年次報告書案の中に、女性職員の管理職への登用状況の数値がありましたが、 県の職員の現実の意識として、自分が出世したいかという調査などは実施しているのでしょうか。大和町役場の職員の意識調査を行ったところ、昇格したいという希望を持った女性は10数%と低く、男性でも30%程度と決して高くない数値でした。特に、若い人の意識は個人の生活を主にしているような傾向が見られました。男女という括りの中で出世できないのと、自分の意識として出世しないのとでは大分違いが出てくるのではないかと思います。県の場合、女性の管理職は数的には少ないようですが、その人達も出世したくないと思っているのか、その意識について知りたいと思いました。

渡邉委員:私も校長という管理職になりましたが、あなたは校長になりたいですかと聞かれたら、きっとなりたくないと答えたと思います。若い女性の先生に、校長先生になりたかったのですかと聞かれることがありますが、校長になりたくてここまできたのではなく、違う視点から自分の教育をもう一度見直すことができるという助言があって、その勉強を始めて、それが管理職試験につながりました。先生方にあなたは管理職になりたいですかと尋ねても、なりたいという積極的な意見が出てくるかどうか、また、それによって意欲があるかどうか判断することは非常に難しいと思います。

事務局:確かに非常に難しい調査になるということもあって、おそらく実施していないと思います。これに近い調査としましては、仕事と生活のバランスをどういうふうにとりたいかという調査で、仕事優先、家庭優先、両方両立させたいという選択肢で調査したものがありまして、女性も男性も仕事優先は10%もないくらいに低いのに、現実には仕事優先の人が男性で50%以上という結果になっています。両立させたいという意識が最近は多くなってきていると思われます。

布施委員:例えば、新入社員として入社した場合に、部長と接する機会がほとんどなく、部長が果たす役割やその仕事がたいへんだということがわかっても、そのたいへんさの意義がよくわからないので、部長になりたいかと尋ねられると、たいへんなことだけはわかるので誰しもがなりたくないと思うのではないかと思います。自分の身近な上司を見て、自分がどうありたいかということを問いかけていくことが大事だと思います。仕事に就いたからといって人間が完成されるわけではなく、自分の成長を日々止めることなく進めていくことが社会における自分の役割を果たすという義務・責任であり、そして、いろいろな部署においてもその責任を果たすための努力を続けていくことが大事だと思います。少しずつ積み上げてある程度のところまで行くと、そこから先の景色が見えてくるようになり、その時に、自分がもう少し頑張ってみようと思うか、思わないかは、その場その場で

判断されるべきものであると思います。出世したいか、したくないかと聞かれると、漠然としたイメージしかないので、そこまではいいかなと思うのがほとんどの人の感想なのではないかと思います。そういった意味では、自分の身近に目標となる人がいるかということの方が、自分のスキルをあげていく動機付けになっていくのではないかと思います。

槇石副会長: 布施委員からいいお話をしていただきました。女性にもっと機会を与えてロールモデルがもっと身近にいるようになれば、自分も頑張ろうという気運が生まれますし、これこそがまさしくポジティブ・アクションであると思います。

小田中会長: 3月の審議会で前の三部環境生活部長から、少し実のある話をしたいということで、データをもとに話しあった記憶があります。この審議会は、基本計画の進行管理が主なものとなっていますが、具体的なテーマをもとに話しあうような機会もあればいいのかなと思いました。

(4) その他

小田中会長:次に議題の「(4) その他」についてですが、皆さんの方から何かございますでしょうか。なければこれで議題については終了させていただきたいと思います。

4 閉 会

事務局:以上をもちまして、宮城県男女共同参画審議会を閉会いたします。審議会委員の 皆様には長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。